

## 3.4 証人尋問、被告人質問、鑑定、検証以外の証拠調べ 手続その他の手続と審理期間の関係

審理期間が2年を超える事件に関する調査によれば、これらの事件の全開廷回数に占める証人尋問及び被告人質問に要する公判期日等の割合は、合計で7,8割に及んでいる。事件票では、この点に関するデータを収集していないが、審理期間が2年以内の事件においても、この割合とさほど異ならないのではないかとと思われる。

残る2割から3割の部分で行われている手続としては、①冒頭手続、②証人尋問及び被告人質問以外の証拠調べ手続、③弁論手続、④判決宣告手続、⑤公判手続の更新手続などが挙げられる。各手続に要する期間の状況については、データを収集していないため明らかではないが、審理期間の長期化に影響を及ぼす事情としては、次のようなことが考えられる。すなわち、現行刑事訴訟法上、第1回公判期日前に予め証人尋問決定を行って証人を召喚しておくことはできないため、否認事件について、第1回公判期日の冒頭手続に引き続いて証人尋問を実施することができない場合が多い。また、公訴事実の内容に関する釈明や検察官手持ち証拠の開示を巡る応酬、刑事訴訟法321条1項や322条の伝聞証拠の例外として証拠書類の取調べが許されるための要件への該当性（例えば、供述の相反性や特信性、任意性があるか。）を巡る主張・疎明の応酬、さらには、こうした証拠書類の取調べに期日を要することがある。さらに、否認事件や重大事件では、弁論手続は、証拠調べ手続終了後、別の公判期日に行われることが少なくなく、しかも、検察官の論告・求刑と弁護人の弁論が別々の公判期日で行われる事例もある。

これらの問題のうち、第1回公判期日前の証人尋問決定及び証人の召喚については、平成17年11月に施行される改正刑事訴訟法により創設された公判前整理手続を行う事件では実施可能となるし、公訴事実の内容に関する釈明や検察官手持ち証拠の開示を巡る応酬も、公判前整理手続において済ませておくことができる。論告、弁論については、上記改正刑事訴訟法と同時に施行される改正刑事訴訟規則により、弁論手続は証拠調べ終了後できる限り速やかに行わなければならないとする条項が新設された。

## 3.5 証拠調べ手続の内容等に影響を及ぼす事情

以上の検討のとおり、刑事訴訟の審理期間は、開廷回数と開廷間隔によって定まるところ、特に開廷回数は、主として証人尋問及び被告人質問に要する公判期日等の開廷回数に影響を受ける。

そこで、以下では、証人尋問及び被告人質問に要する公判期日等の開廷回数に影響を及ぼす事情について、検討することとする。

### 3.5.1 主要罪名別の平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

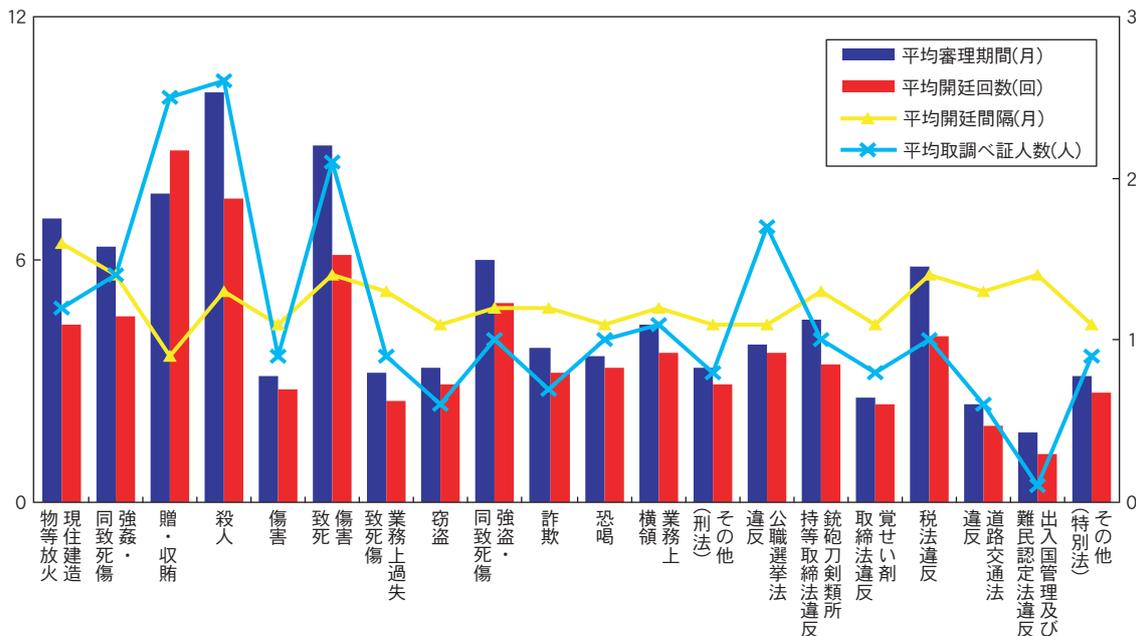
主要な罪名別に見ると、平均審理期間が長い事件としては、殺人、傷害致死、現住建造物等放火等、罪質が重大な事件や、贈収賄など犯罪事実の立証に多数の証人を要する事件などが挙げられる。逆に、審理期間が特に短い事件としては、公職選挙法違反事件のいわゆる百日裁判事件が挙げられる。

一部の贈収賄事件や百日裁判事件のように、多数の証人を要する事件でも、複数期日を一括指定することで開廷間隔を短縮することにより、審理の長期化を抑えることが可能となる。

まず、主要な罪名別に平均審理期間等を比較することにより、平均審理期間等に差が生じる要因としてどのような事情が考えられるかを検討する。

【図46】は、主要な罪名別に平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数の関係を示したものである。

【図46】 主要罪名別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均取調べ証人数



※ なお、平均審理期間(月)及び平均開廷回数(回)は左側の、平均開廷間隔(月)及び平均取調べ証人数(人)は右側の座標軸に従う。

○ 平均審理期間について

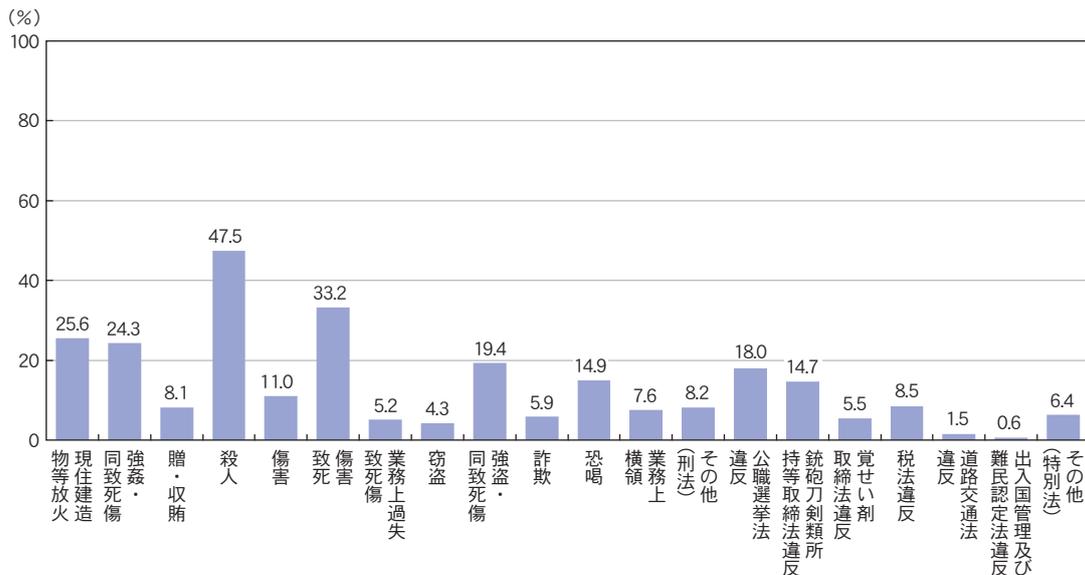
平均審理期間が最も長い罪名は殺人であり（10.1月）、次いで、傷害致死（8.8月）、贈収賄（7.6月）、現住建造物等放火（7.0月）、強姦・同致死傷（6.3月）、強盗・同致死傷（6.0月）の順になっている。逆に平均審理期間が短い罪名としては、出入国管理及び難民認定法違反（1.7月）、道路交通法違反（2.4月）、覚せい剤取締法違反（2.6月）となっている。

殺人、傷害致死、現住建造物等放火、強姦・同致死傷、強盗・同致死傷といった重大事件では、平均審理期間が長くなる傾向が認められる。また、このような重大事件では、平均取調べ証人数も多くなっているが、こうした事件で否認率が高いことが影響しているものと思われる（【図47】参照）。

これに対し、贈収賄は、上記の重大な罪と比べると法定刑が軽い、いわゆる密室における犯罪であり、否認事件では、犯罪事実を立証するために多数の証人の取調べを必要とすることが多いことから、平均審理期間が長く、平均取調べ証人数も多くなっているものと思われる。

他方、出入国管理及び難民認定法違反の審理期間が短いのは、同法違反の事件の多くは、許可なく在留期間を超えて本邦に不法滞在した事案（いわゆるオーバーステイ）や不法入国の事案であり、事実関係には争いが無い事案がほとんどであり、かつ、裁判後の入国管理の手続との関係で第1回公判期日に即日判決宣告となるケースが少なくないことも影響しているのではないかとと思われる。

【図47】 主要罪名別否認率



○ 平均開廷回数について

平均開廷回数が最も多い罪名は贈収賄であり（8.7回）、次いで、殺人（7.5回）、傷害致死（6.1回）、強盗・同致死傷（4.9回）、強姦・同致死傷（4.6回）、現住建造物等放火（4.4回）の順になっている。逆に平均開廷回数が少ないものは、出入国管理及び難民認定法違反（1.2回）、道路交通法違反（1.9回）、覚せい剤取締法違反（2.4回）である。

罪名別に平均審理期間と平均開廷回数の関係を見ると、通常第一審事件総数の場合と同様に、平均審理期間の長い罪名ほど平均開廷回数が多くなるという関係にある。ただし、例えば、贈収賄は、平均審理期間は殺人や傷害致死よりも短い、平均開廷回数は多くなっている反面、平均開廷間隔は0.9月と短くなっている。贈収賄事件で特に平均開廷間隔が短いのは、事件の長期化が予想される一部の事件で、審理期間を短縮するために開廷間隔を短くした審理が行われたことによるものと考えられる。

## ○ 平均取調べ証人数について

平均取調べ証人数が最も多いのは殺人であり（2.6人）、次いで、贈収賄（2.5人）、傷害致死（2.1人）、公職選挙法違反（1.7人）、強姦・同致死傷（1.4人）、現住建造物等放火（1.2人）という順になっている。逆に平均取調べ証人数が少ないのは、出入国管理及び難民認定法違反（0.1人）、窃盗及び道路交通法違反（0.6人）となっている。

審理期間との関係で見ると、概ね平均取調べ証人数が多い事件では審理期間も長くなる傾向があるが、公職選挙法違反は、取調べ証人数が多いにもかかわらず、平均審理期間は3.9月とそれほど長くなっていない。その要因としては、対象事件の被告人数128人のうち14人が次に説明するいわゆる百日裁判事件であったためであると推測される。

## ○ 百日裁判について

公職選挙法は、裁判の結果が当選の効力等に影響する一定の選挙犯罪事件について、訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならないとし、これらの事件について優先して裁判をしなければならないことなどを定めている（いわゆる百日裁判事件）。百日裁判事件については、法律上特に迅速な審理が求められていることから、この百日裁判事件のデータと通常事件のデータを比較・分析することにより、審理を迅速にするためにはどのような要因が必要なのか検討する。

【図48】は、百日裁判が行われた否認事件と通常事件について、平均開廷回数、平均取調べ証人数及び平均審理期間を比較したものである。

【図49】は、百日裁判が行われた否認事件と通常事件について、平均開廷間隔を、受理から終局、受理から第1回公判期日、第1回公判期日から終局までに分けて比較したものである。

百日裁判が行われた否認事件では、通常事件に比べ、平均開廷回数が4.6回多く、平均取調べ証人数は7.6人も多くなっているが、平均審理期間は約半分となっている。

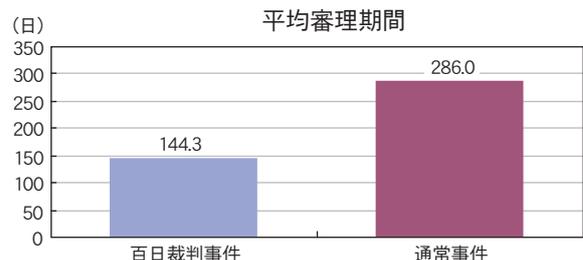
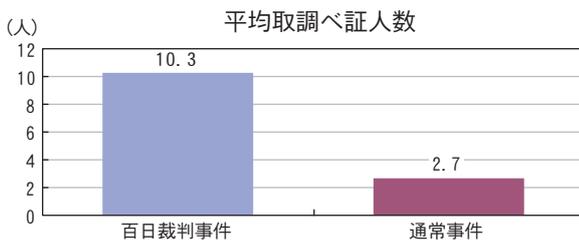
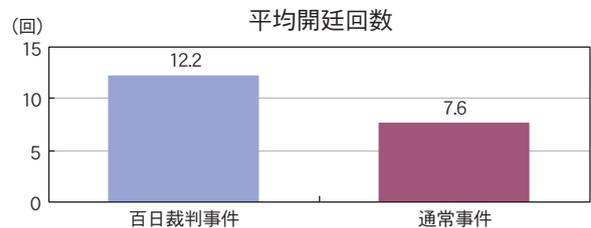
百日裁判事件の審理期間が短いのは、開廷間隔が短いことが要因となっており、受理から終局までの開廷間隔は、通常事件が37.6日となっているのに対し、百日裁判事件では11.8日となっている。特に第1回公判期日以降は、開廷間隔が10.3日であり、通常事件では34.6日となっているのと顕著な差がある。

【図48】 百日裁判事件と通常事件の比較－その1

(否認事件における地方裁判所第一審百日裁判事件と地方裁判所通常第一審事件全体の平均審理期間等)

(平成12年～16年累計)

	百日裁判事件	通常事件
平均開廷回数	12.2回	7.6回
平均取調べ証人数	10.3人	2.7人
平均審理期間	144.3日	286.0日



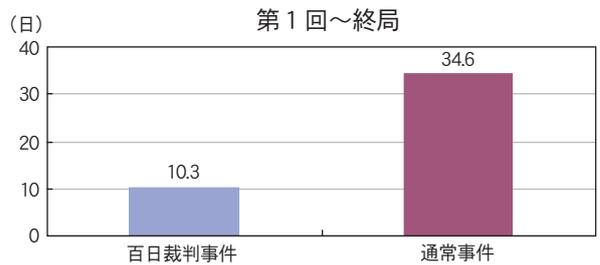
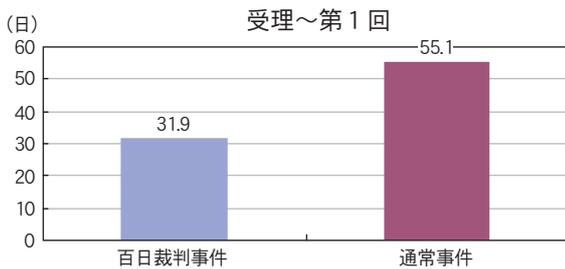
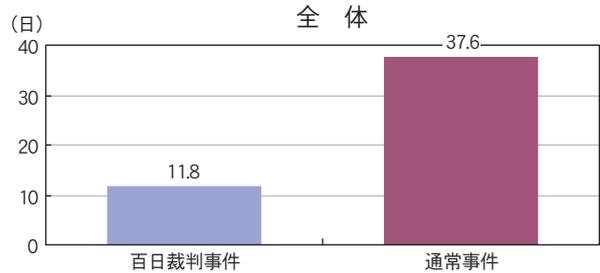
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

【図49】 百日裁判事件と通常事件の比較—その2

(否認事件における地方裁判所第一審百日裁判事件と地方裁判所通常第一審事件全体の平均開廷間隔)

(平成12年～16年累計)

	百日裁判事件	通常事件
全 体	11.8日	37.6日
受 理 ～ 第 1 回	31.9日	55.1日
第 1 回 ～ 終 局	10.3日	34.6日



百日裁判事件の審理の促進については、昭和42年に最高裁判所、日本弁護士連合会、法務省、最高検察庁の四者で、その運用について合意が交わされている。

その合意の内容の要旨は、以下のような運用を行い、計画的かつ集中的な審理を行うというものである。すなわち、

- ① 百日裁判の対象となる被告人については、他の被告人と分離し、訴因（起訴された具体的な犯罪事実）を簡明にした起訴をする。
- ② 検察官は、速やかに請求予定証拠を弁護人に開示する。弁護人は、検察官に対し、開示された証拠の取調べの同意・不同意の見込みを速やかに通知する。また、事前準備における裁判所と検察官及び弁護人の打合せ（刑事訴訟規則178条の10）を活用し、できる限り連続した期日を一括指定するなど、事前準備を徹底して行う。
- ③ 審理に当たっては、争点を明確にした上、請求証拠を厳選する。また、供述調書の一部同意、合意書面を活用するなど、立証方法を合理化する。
- ④ 公判期日は、他の事件に優先して指定するものとし、そのため、百日裁判事件が係属する裁判所（部）が属する地方裁判所の他の部のほか、他の裁判所（庁）もこれに協力する。

これらの個々の方策の実施状況についてのデータは収集していないが、各裁判所が、検察官及び弁護人の協力を得て、期日の一括指定を始めとする計画的、集中的な審理に努力したことが、百日裁判事件における開廷間隔の短縮と審理の迅速化に大きく寄与しているものと考えられる。

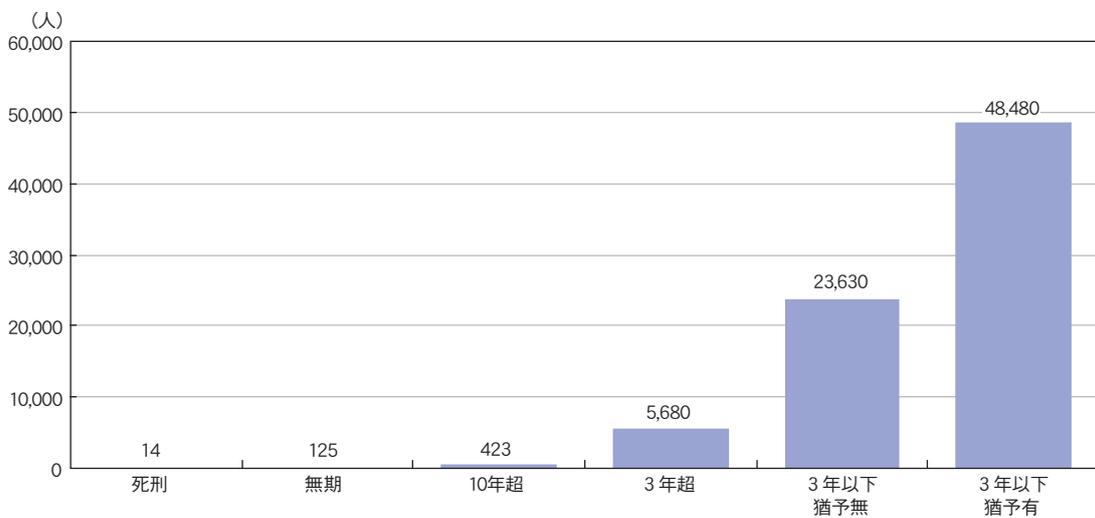
### 3.5.2 刑種・刑期別の審理期間

法定刑、宣告刑の重い事件ほど、平均審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなる傾向が認められる。

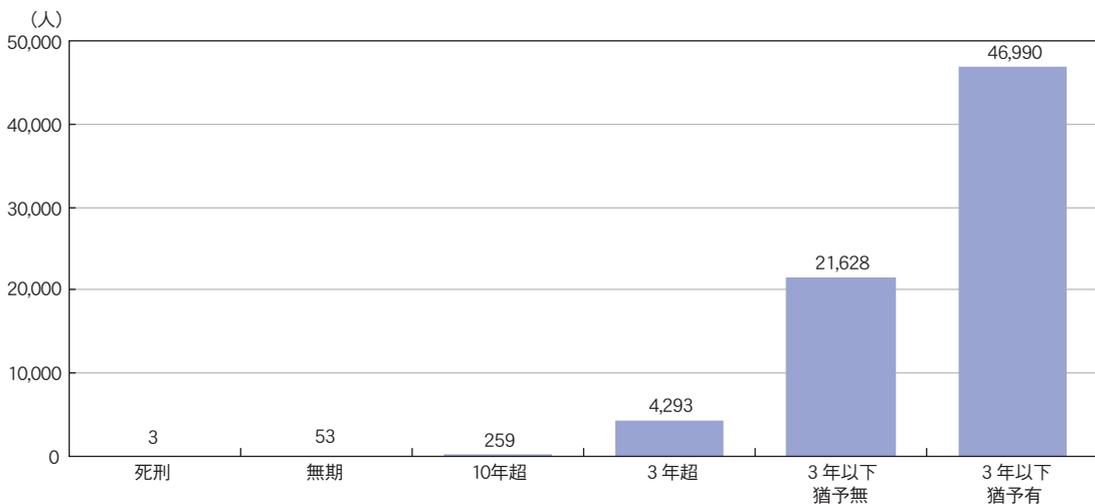
#### ○ 刑種・刑期別終局人員数

【図50】から【図52】は、刑種・刑期別の終局人員を総数、自白事件、否認事件に分けて示したものである。

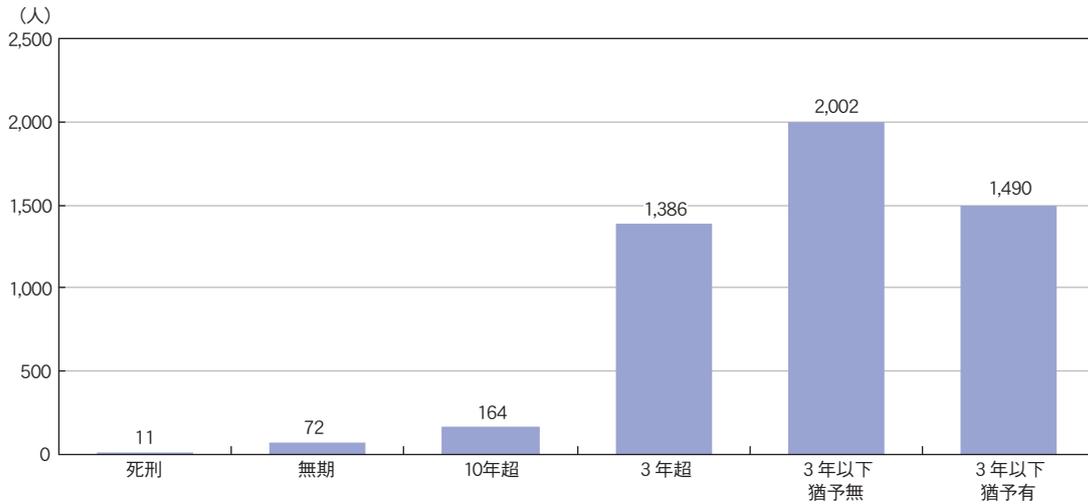
【図50】 刑期別終局人員（総数）



【図51】 刑期別終局人員（自白）



【図52】 刑期別終局人員（否認）



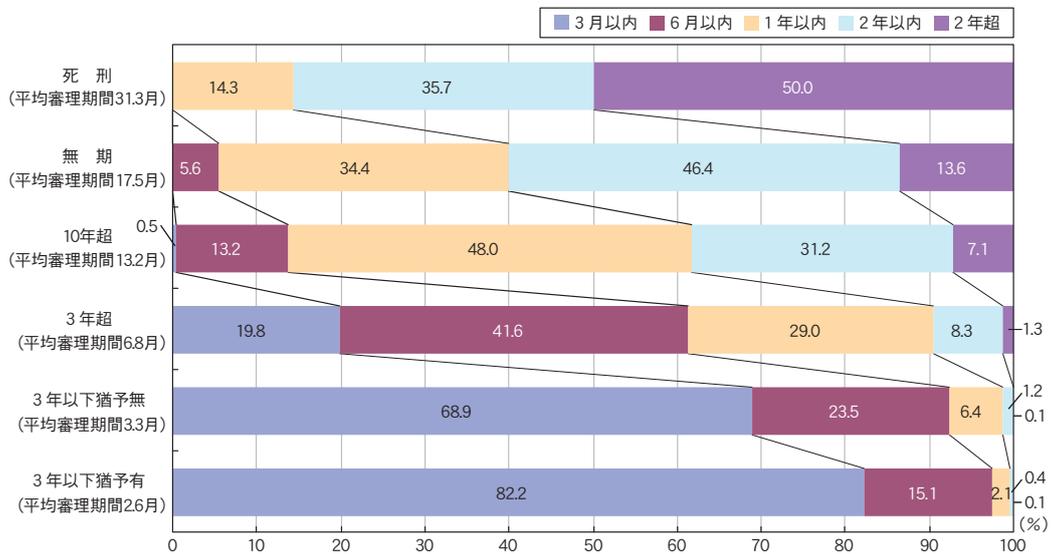
○ 刑種・刑期別平均審理期間及び審理期間の分布

【図53】から【図55】は、刑種・刑期別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

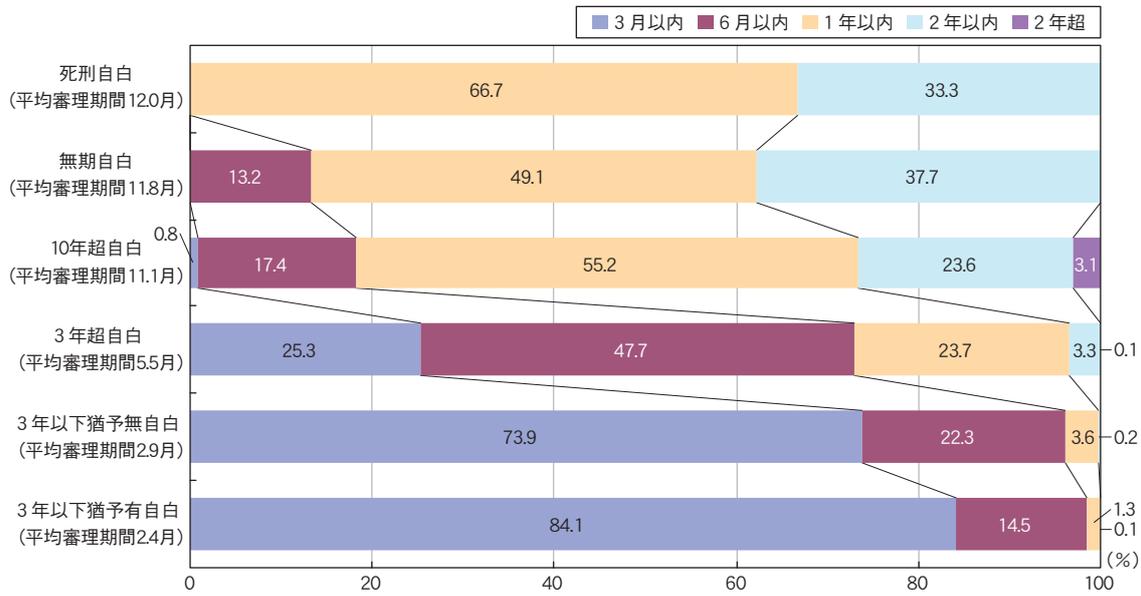
平均審理期間は、総数、自白事件、否認事件いずれの類型についても、宣告刑が重い事件では平均審理期間が長くなる傾向がうかがわれる。

また、審理期間の分布状況を見ても、宣告刑が重い事件ほど審理期間が長い事件の割合が大きくなる傾向にある。

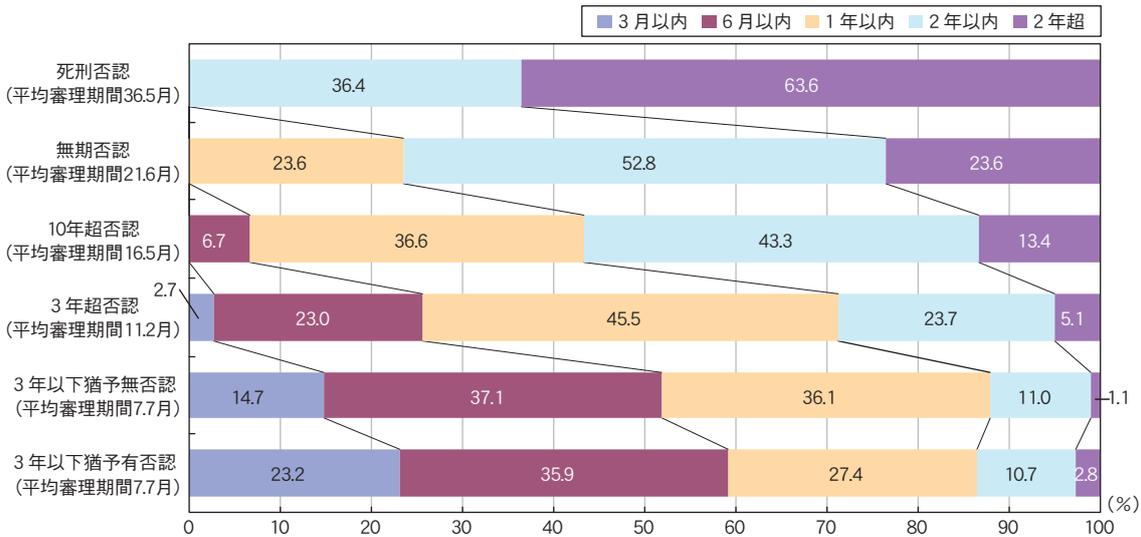
【図53】 刑種・刑期別（総数） 審理期間の分布



【図54】 刑種・刑期別（自白） 審理期間の分布



【図55】 刑種・刑期別（否認） 審理期間の分布



○ 刑種・刑期別平均開廷回数及び開廷回数の分布

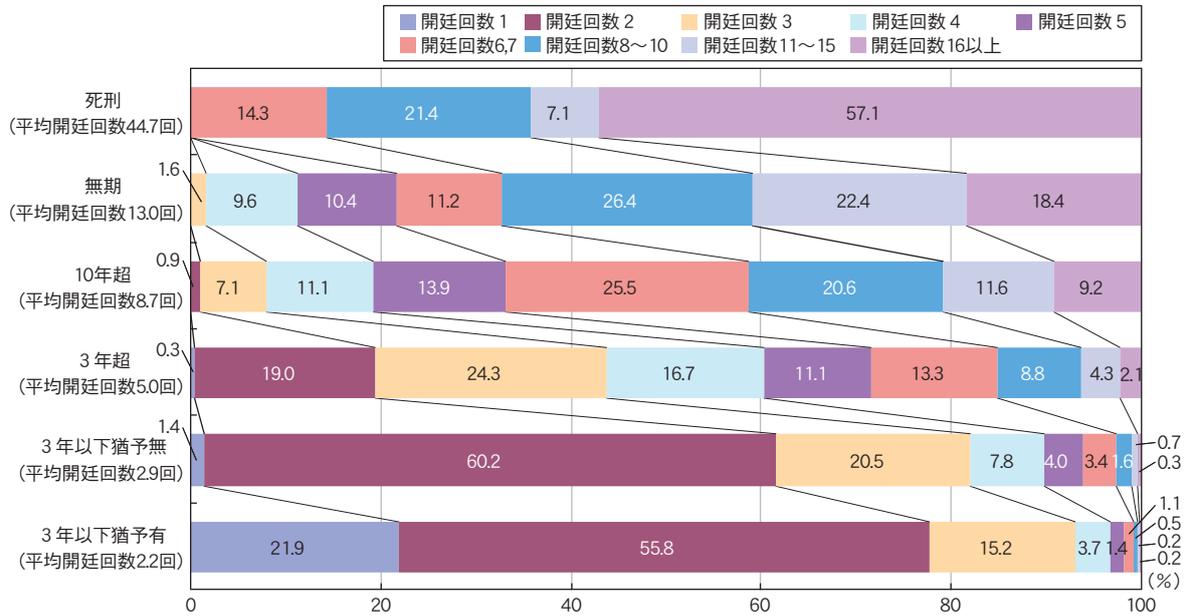
【図56】 から 【図58】 は、刑種・刑期別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。

総数、自白事件、否認事件いずれについても、宣告刑が重い事件では平均開廷回数が多くなる傾向がうかがわれる。自白事件である死刑事件の開廷回数は無期懲役・禁錮の事件よりも若干回数が少なくなっているが、前記のとおり事件数が少ないため事件の個性が影響した可能性がある。

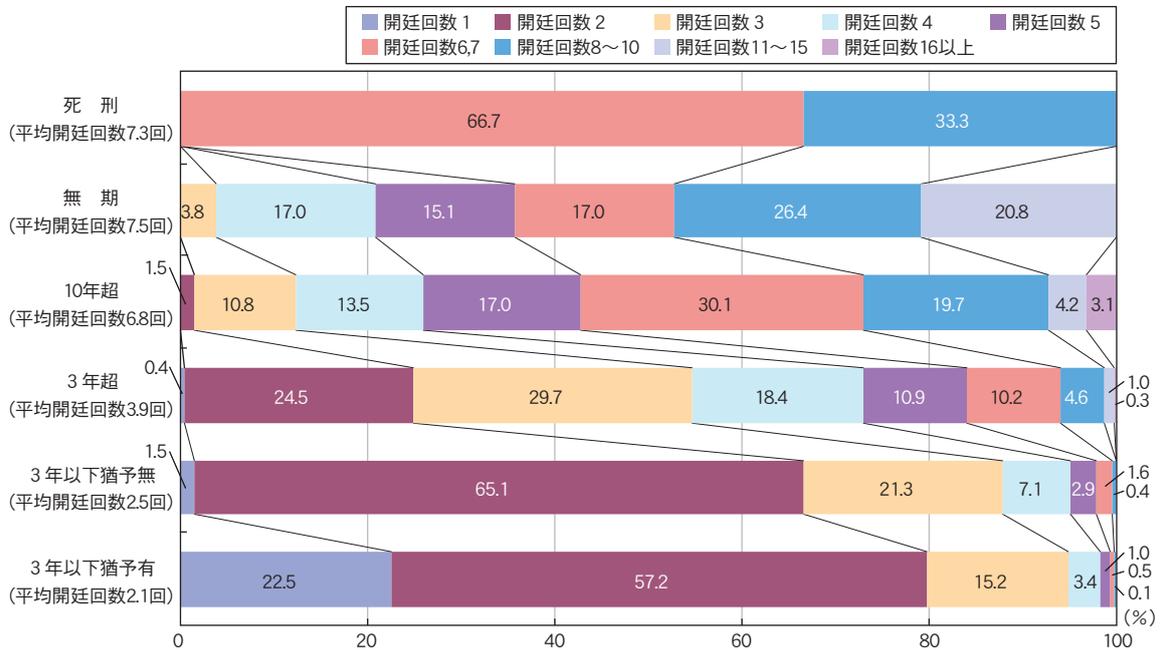
また、否認事件の執行猶予ありの事件と執行猶予なしの事件との間で平均開廷回数に差異はないが、開廷回数の分布を見ると、執行猶予なしの事件の方が、執行猶予ありの事件よりも開廷回数が多い事件の割合が多いように見える。執行猶予ありの事件の一部に開廷回数が極端に多い事件があり、これが平均開廷回数を押し上げた可能性がある。



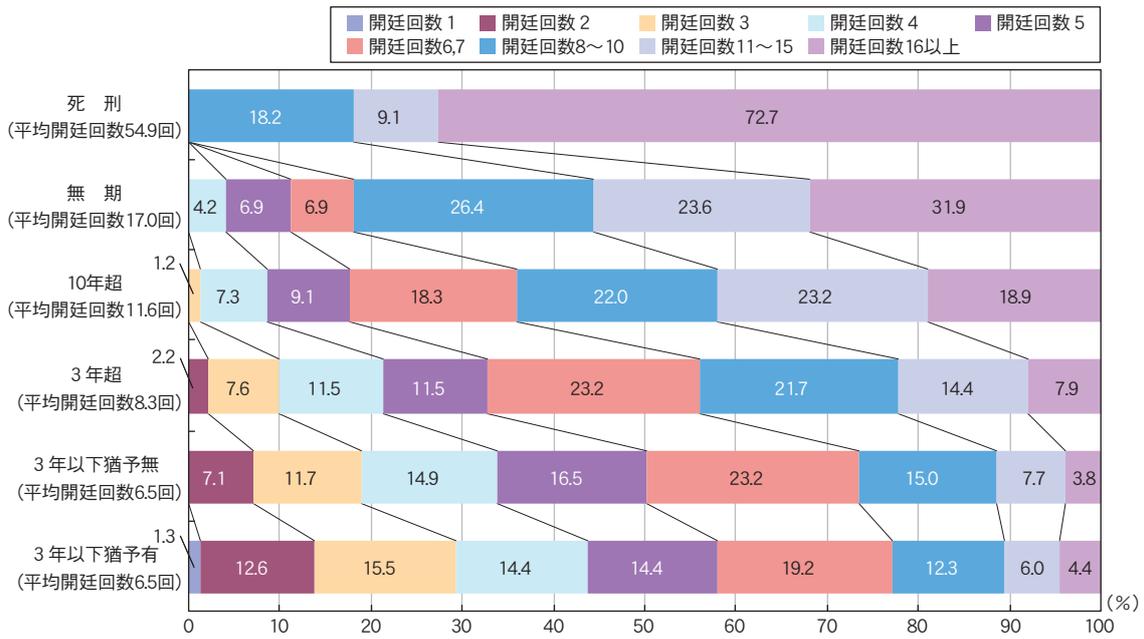
【図56】 刑種・刑期別開廷回数の分布（総数）



【図57】 刑種・刑期別開廷回数の分布（自白）



【図58】 刑種・刑期別開廷回数の分布（否認）

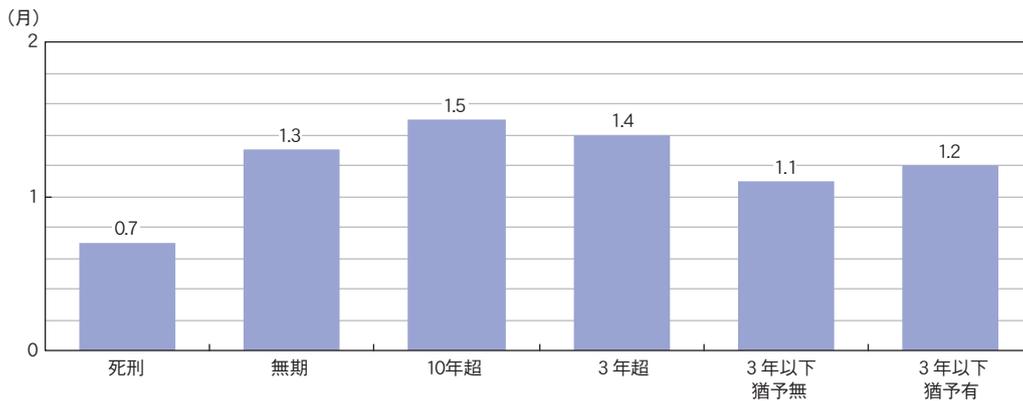


○ 刑種・刑期別の平均開廷間隔

【図59】は、刑種・刑期別に平均開廷間隔を示したものである。

平均開廷間隔は、刑種・刑期によって差があるが、その原因を明らかにするデータはない。なお、死刑事件について平均開廷間隔が極端に短くなっているが、事件数が少ないため、個別の事件の個性が反映したもののと思われ、これを一般的な傾向と見ることはできない。

【図59】 刑種・刑期別平均開廷間隔

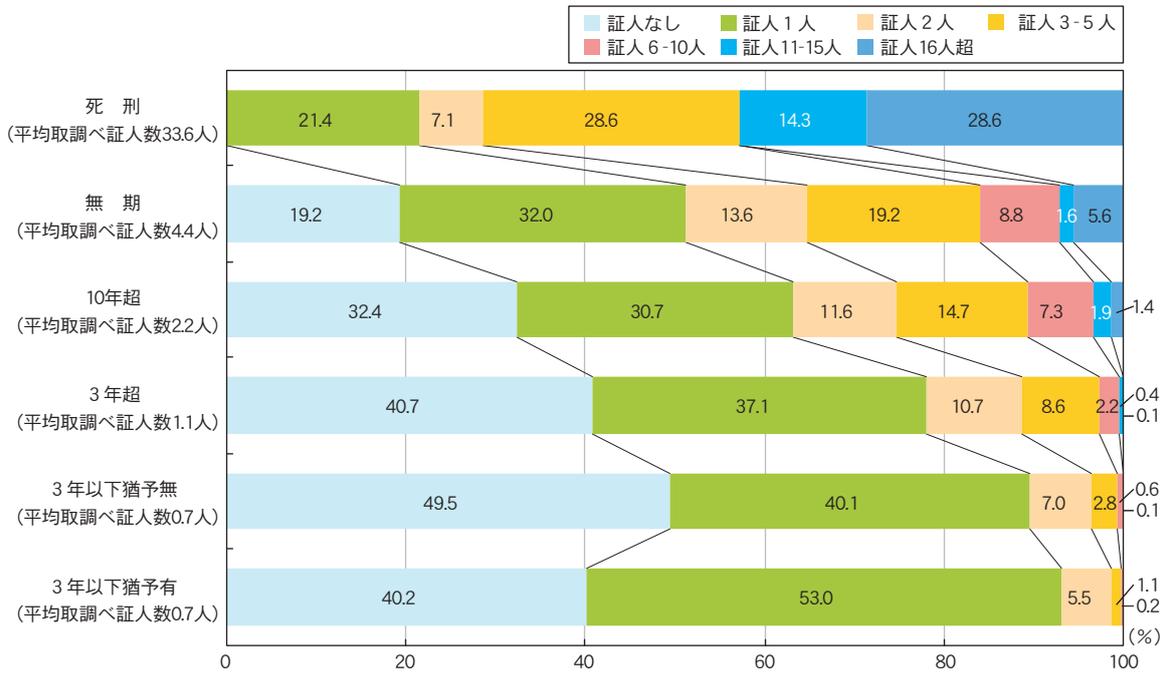


○ 刑種・刑期別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

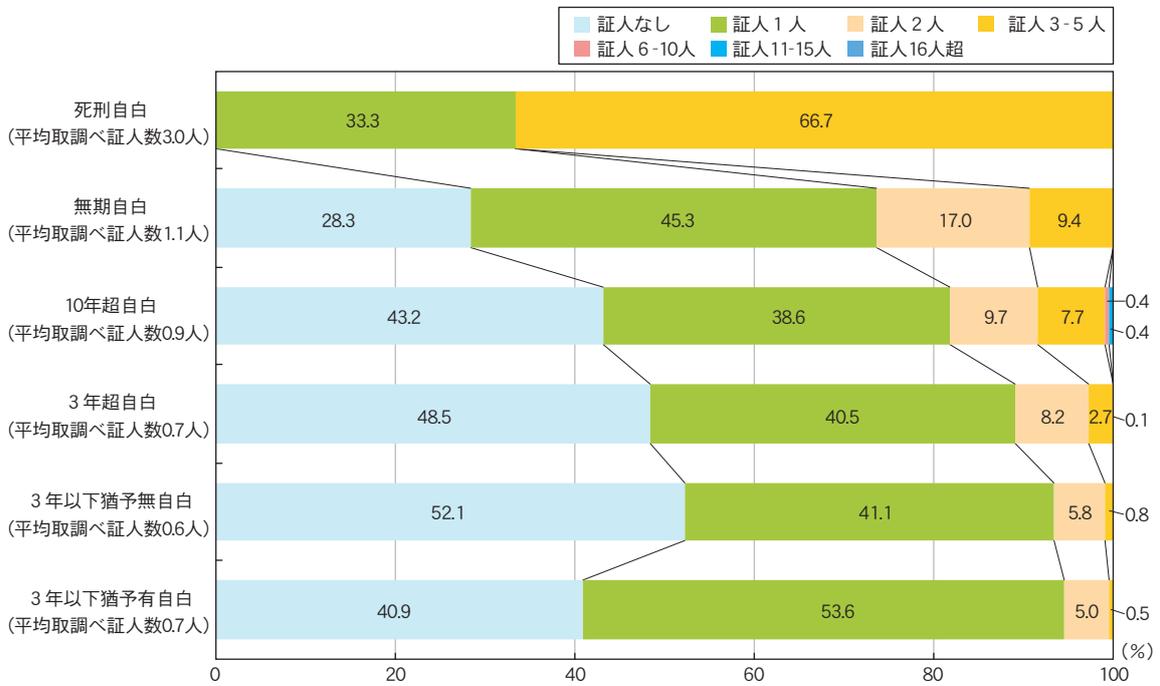
【図60】から【図62】は、刑種・刑期別に平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

宣告刑が重い事件ほど、概ね、平均取調べ証人数も多くなる傾向がうかがわれる（なお、死刑事件については、前記のとおり事件数が少ないため事件の個性が影響したものと考えられる。）。ただし、執行猶予ありの事件では、執行猶予なしの事件に比べ、取調べ証人なしの事件が少なくなっている。執行猶予ありの事件においては、情状証人が取り調べられることが多いことが一因となっているのではないと思われる。

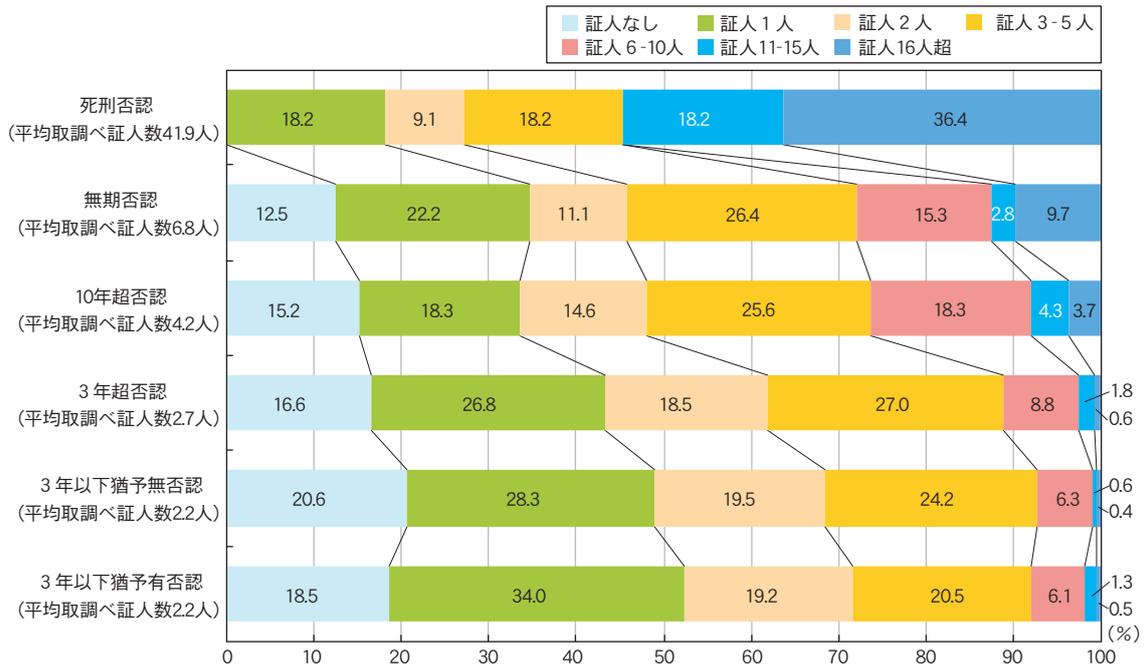
【図60】 刑種・刑期別（総数）証人数の分布



【図61】 刑種・刑期別（自白）証人数の分布



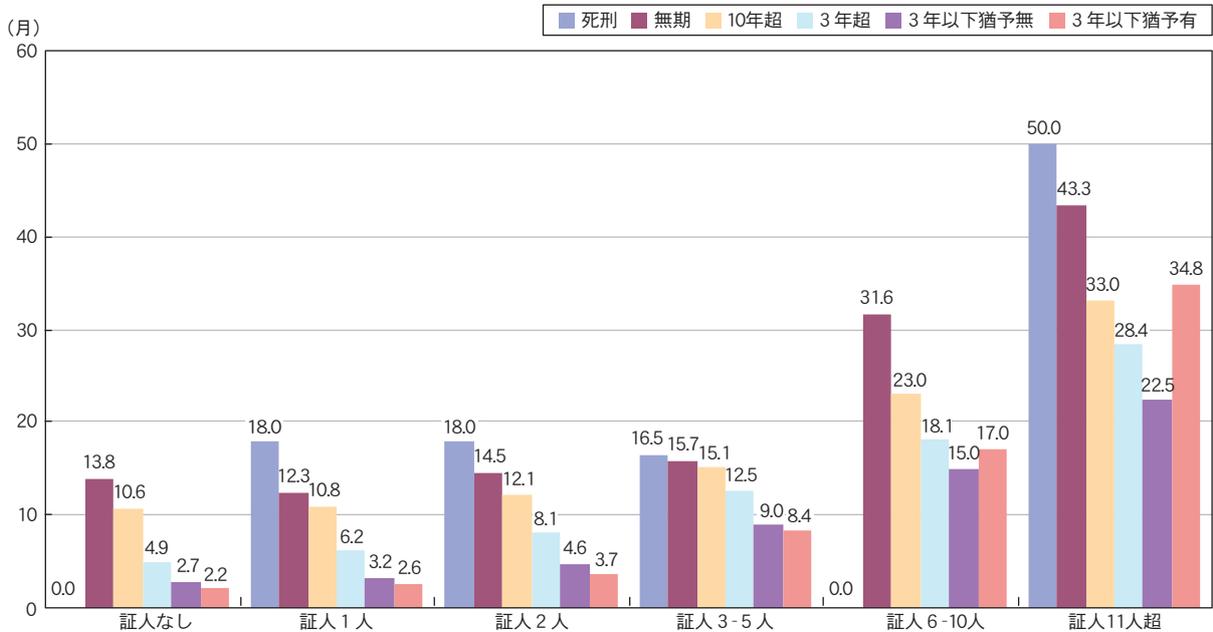
【図62】 刑種・刑期別（否認）証人数の分布



○ 刑種・刑期・証人数別の平均審理期間

【図63】は、刑種・刑期・証人数別に平均審理期間を示したものである。

【図63】 刑種・刑期別及び証人数別平均審理期間



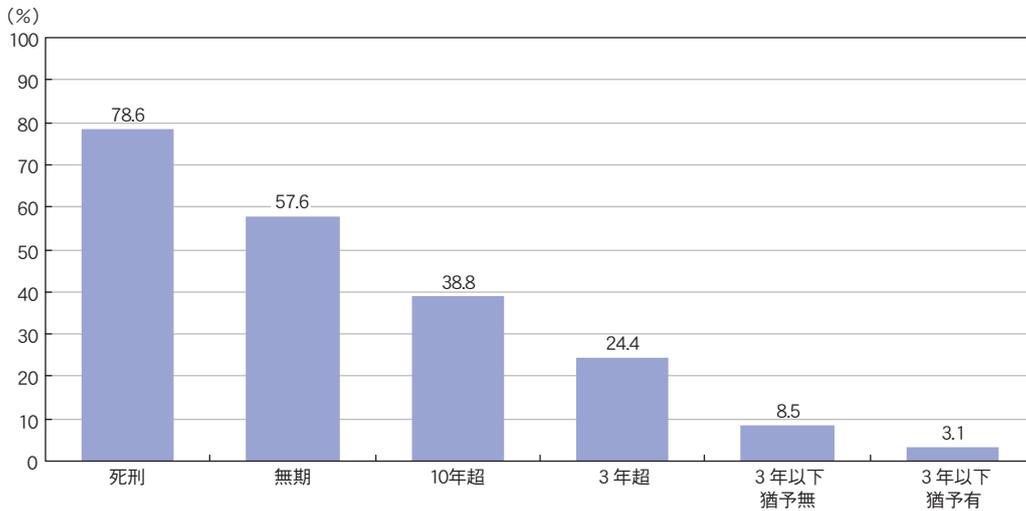
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

同一の取調べ証人数であっても、概ね、宣告刑が重い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向がうかがわれる（なお、取調べ証人数6人以上の執行猶予ありの事件については、この傾向とは異なるが、事件数が著しく少ないため個別の事件の個性が反映された可能性がある。）。

同一証人数であっても、平均審理期間は、刑種・刑期により、相当大きな差がある。ある程度事件数がある取調べ証人なしの事件から取調べ証人数2人の事件について、執行猶予ありの事件と懲役・禁錮10年超の事件を比較すると、同じ取調べ証人数であるにもかかわらず、審理期間はいずれも約8月もの差がある。

事件票からは、このような差が生じる原因を示すデータは明らかでないが、考えられる要因としては、10年超の刑に処せられるような重大事件と執行猶予に付されることが予想される事件とでは、否認率に大きな差異があり（【図64】参照）、その結果、証人1人に対する尋問に要する公判期日等の開廷回数及び被告人質問に要する開廷回数に差があること、重大事件では弁論手続等証拠調べ手続以外の手続の準備に長い期間を要することなどが挙げられる。

【図64】 刑期別否認率

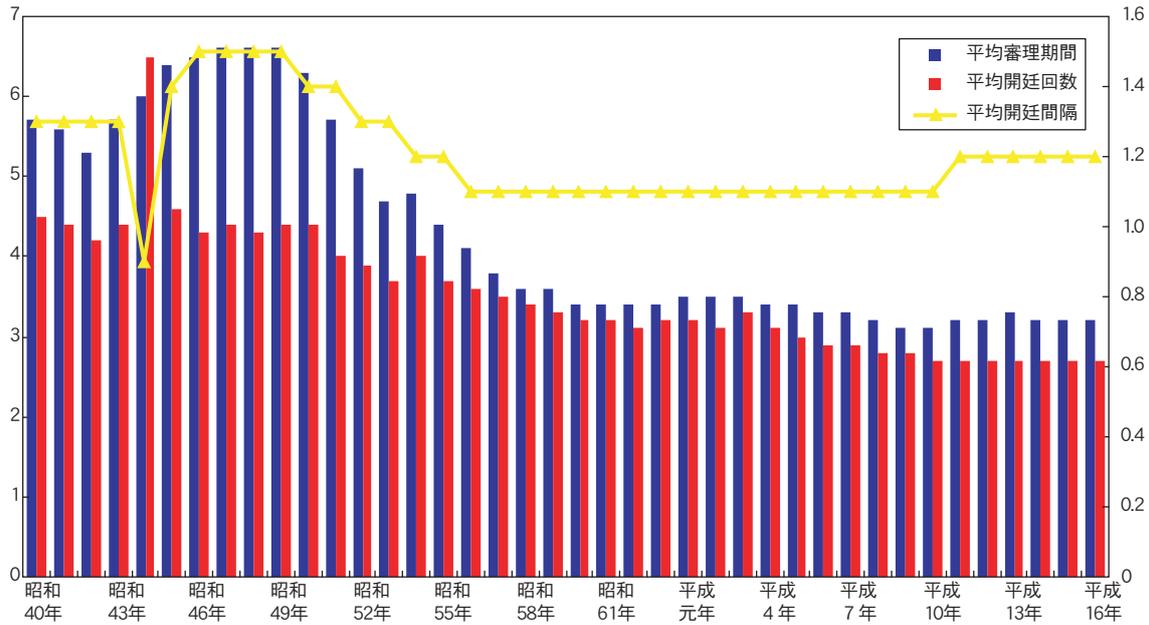


### 3. 5. 3 平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の経年変化

次に、平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の経年変化を見ることにより、証拠調べ手続の長短に影響を及ぼす背景事情を検討する。

【図65】は、昭和40年から平成16年までの平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔について、経年的推移を示したものである。

【図65】 平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の推移



※ なお、平均審理期間（月）及び平均開廷回数（回）は左側の、平均開廷間隔（月）は右側の座標軸に従う。

#### ○ 昭和40年以降の平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の経年変化

平均審理期間は、昭和43年ころから長期化傾向をたどり、昭和47年から昭和49年までは6.6月となった。昭和50年以降は概ね短縮傾向となり、昭和60年には3.4月となった。その後、平均審理期間は、ほぼ横ばいであり、平成16年は3.2月となっている。

平均開廷回数は、昭和40年には4.5回であり、昭和50年ころまでは大きな変化はない（なお、昭和44年の平均開廷回数は6.5回と顕著に多くなっている。この要因は、開廷回数700回を超える事件が終局した影響が大きいものと思われ、同事件を除いた平均開廷回数は4.3回となる。）。その後、緩やかに減少傾向をたどり、昭和60年には3.2回となり、その後はほぼ横ばい傾向となった。平成4年ころから再び減少傾向をたどり、平成10年には2.7回となり、その後は横ばいとなっている。

平均開廷間隔は、昭和40年には1.3月であり、昭和45年ころから長期化する傾向となり（なお、昭和44年の平均開廷間隔は0.9月と顕著に短くなっているが、これも上記事件の影響と思われ、同事件を除いた平均開廷間隔は1.3月となる。）、昭和46年から昭和49年までは1.5月となった。昭和50年以降は概ね短縮傾向となり、昭和56年に1.1月となり、その後は横ばい傾向となった。平成11年に1.2月となり、その後は横ばい傾向にある。

以上から平均審理期間の推移の要因を見ると、昭和40年代後半の審理期間の長期化は、平均開廷間隔の長期化によるものであり、他方、昭和50年以降の審理期間の短縮化には、平均開廷回数の減少及び平均開

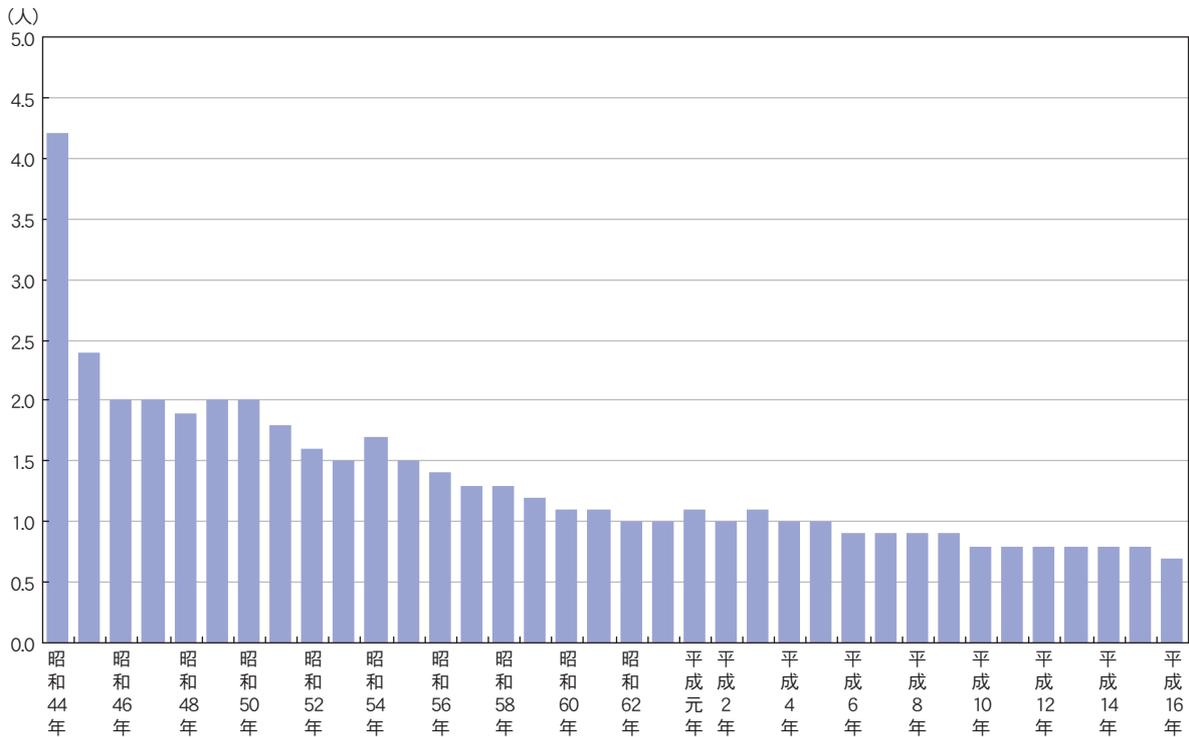
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

延間隔の短縮の双方が寄与したことがうかがわれる。

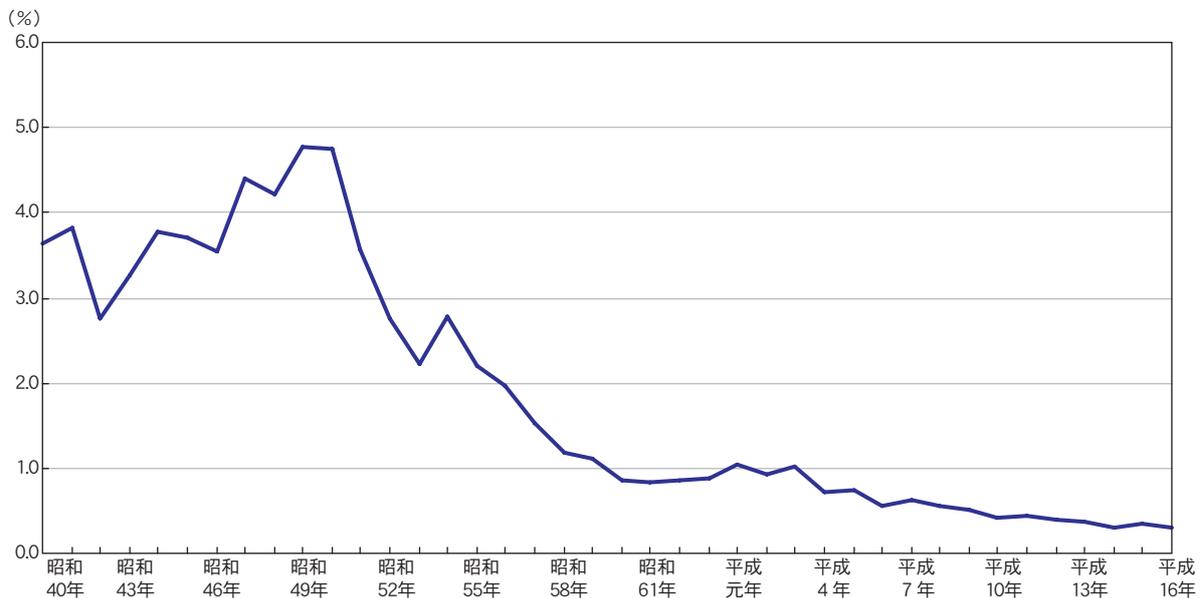
【図66】は、昭和44年以降の平均取調べ証人数の推移を示したものである（昭和43年以前は平均取調べ証人数に関するデータは収集していなかった。）。平均取調べ証人数は、昭和50年までは2人以上であったが（なお、昭和44年の平均取調べ証人数は4.2人と飛び抜けているが、これも上記事件の影響によるものと考えられる。）、昭和50年代以降は減少傾向をたどっている。

【図67】は、終局までに2年を超える事件の人員の割合の推移を示したものである。昭和40年には3.6%であり、昭和47年から昭和50年までは4%を超えていたが、その後減少傾向となり、昭和52年に3%を、昭和57年に2%をそれぞれ下回り、昭和60年以降は1%を下回っている。

【図66】 平均取調べ証人数の推移



【図67】 終局までに2年を超えた人員の割合



## ○ 昭和40年以降の平均審理期間等の経年変化の背景事情等

昭和40年から平成16年までの間の経年変化の背景事情等を大づかみに整理すると、次のようなことが言えると思われる。

**(昭和40年代後半の動向)**

昭和40年代後半の審理期間が長期化した事情としては、昭和43年に発生した東大事件を始めとする学園紛争事件や、いわゆる70年安保反対闘争等に関連する公安事件が多数発生し、弁護活動・法廷秩序・訴訟指揮等を含む公判運営全般についての紛議が頻発し、集中審理方式の成果が棚上げされる情勢となったことが挙げられる。

また、【図68】は、長期係属人員数（係属2年を超える事件）の推移を示したものであるが、昭和40年代後半は長期係属人員数が増加し、昭和48年には5,030人を数えている。この時期は、長期係属事件が多数係属することによって、平均審理期間が大幅に長期化したものと推測される。

**(昭和50年代の動向)**

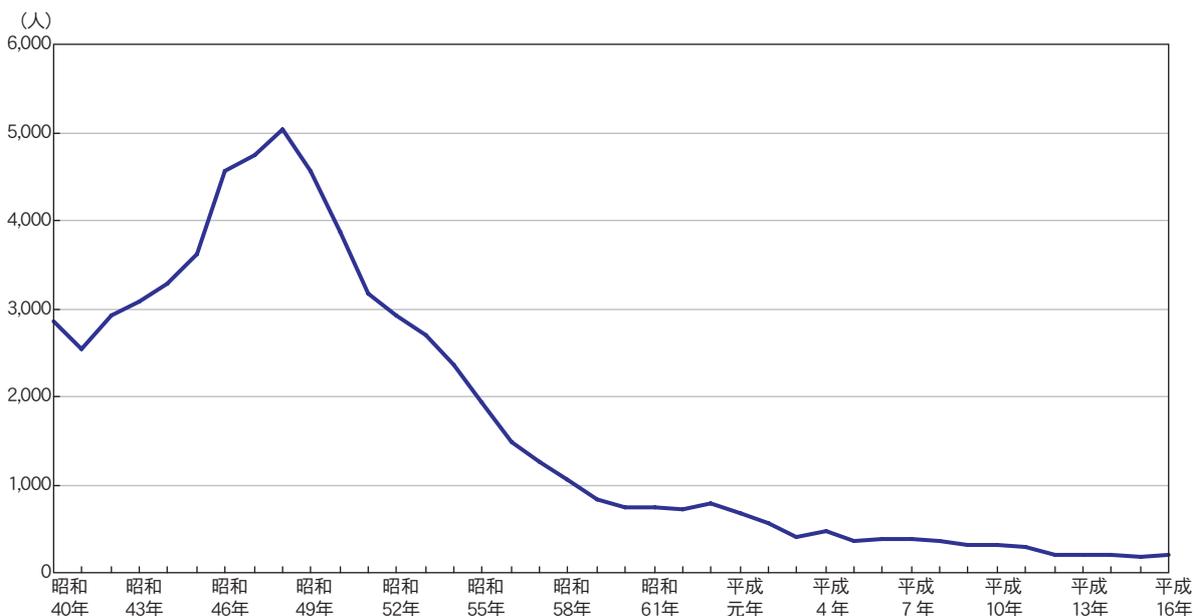
昭和50年代に入ると、学生公安事件が一応沈静化し、また、長期係属人員も、昭和53年には2,705人、昭和58年には1,050人に減少するなど、法曹三者が公安事件や長期係属事件の審理促進に積極的に取り組んだことなどから、審理期間も短縮傾向に転じたものと思われる。

**(昭和60年代以降の動向)**

平均審理期間は、昭和60年代以降はほぼ横ばいとなっている。

また、長期係属人員も、昭和60年に746人、平成2年に570人、平成7年に383人と着実に減少する傾向にある（【図68】参照）。

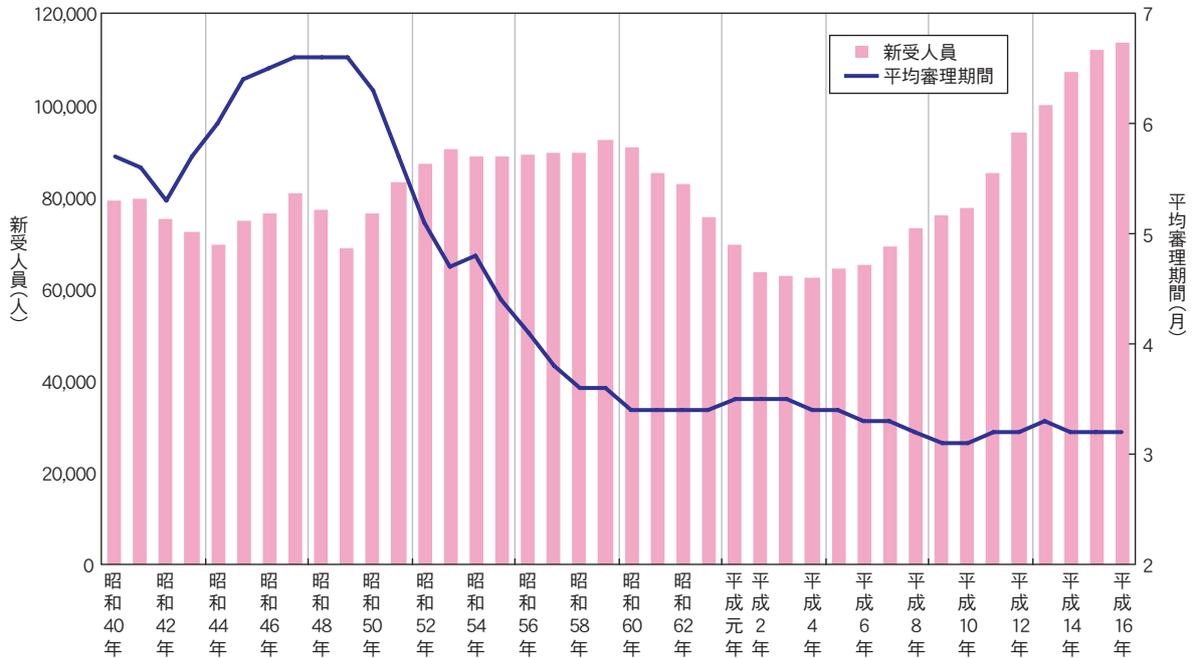
【図68】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移（地方裁判所）



### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

他方, 新受人員の動向を見ると, 新受人員と平均審理期間の関係を示した【図69】によれば, 平成4年以降, 新受人員は一貫して増加傾向をたどり, 平成15年には戦後最高件数を記録した。

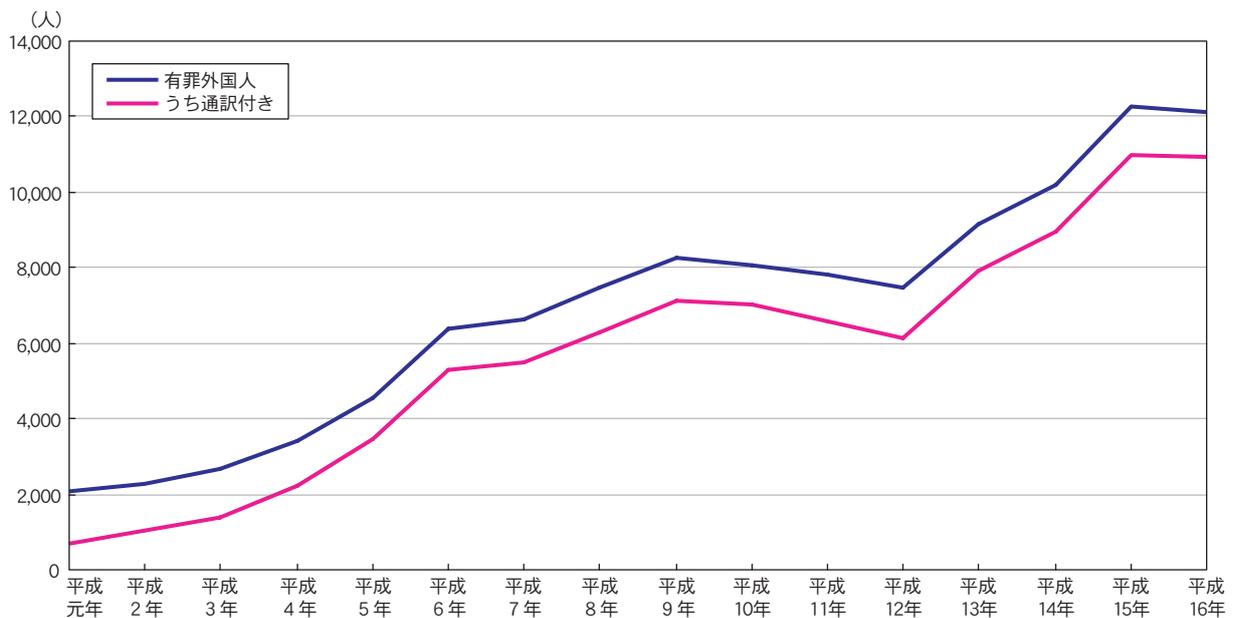
【図69】 新受人員と平均審理期間の推移



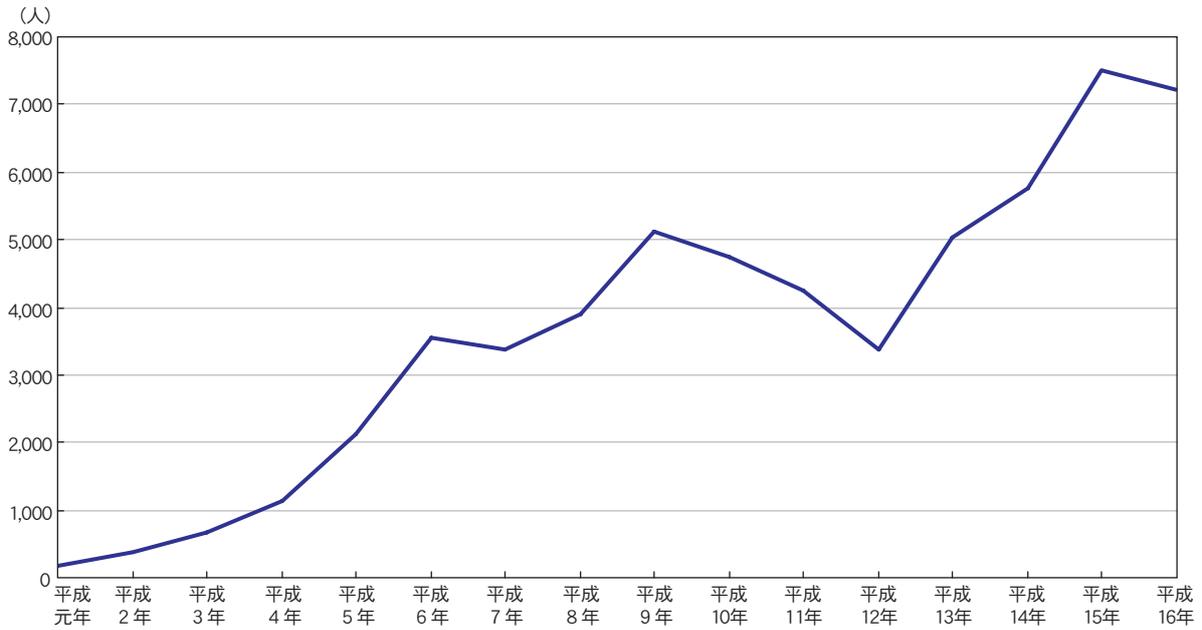
※ 新受人員(人)は左側の, 平均審理期間(月)は右側の座標軸に従う。

【図70】は, 有罪判決を受けた外国人の数の推移を示したものであり, 【図71】は, 出入国管理及び難民認定法違反の終局人員の推移を示したものである。

【図70】 有罪外国人事件の推移



【図71】 罪名別経年変化（出入国管理及び難民認定法違反）



これを見ると、平成元年ころから、外国人事件、特に出入国管理及び難民認定法違反事件が急増しており、最近の新受人員急増の一因となっている。

## 3.6 その他の要素と審理期間の関係

### 3.6.1 国選弁護事件・私選弁護事件と審理期間の関係

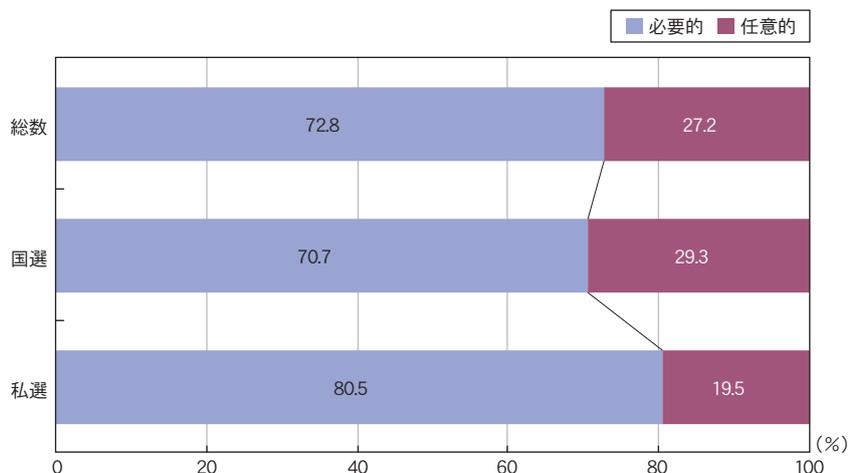
自白事件、否認事件ともに、私選弁護事件では、国選弁護事件より平均審理期間が長く、平均開廷回数も多くなる傾向がある。その要因としては私選弁護事件の方が、国選弁護事件より平均取調べ証人数が多いことが挙げられる。

国選弁護事件に比べ、私選弁護事件の審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなっているのは、平均審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなる傾向のある殺人、傷害致死、贈収賄、強姦・同致死傷、税法違反、公職選挙法違反の事件で私選弁護事件の割合が高いことが一因となっているものと推測される。

#### ○ 必要的弁護事件の割合

死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することができない（必要的弁護事件）。【図72】によれば、通常第一審事件総数に対する必要的弁護事件の割合は72.8%である。

【図72】国選・私選別必要的弁護事件の割合



#### ○ 弁護人選任率

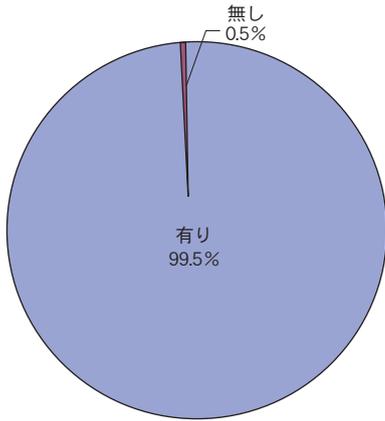
刑事訴訟においては、必要的弁護事件以外の事件についても弁護人が選任されることが多い。【図73】は、終局判決まで至った事件の弁護人選任率を示したものであるが、終局判決まで至った事件の99.5%において弁護人が選任されている。

#### ○ 国選事件・私選事件の事件数・割合

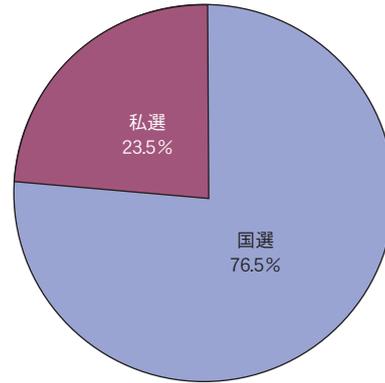
弁護人は、選任方法により2種類に分けられる。被告人側が自ら選任した弁護人を私選弁護人といい、裁判所が選任した弁護人を国選弁護人という。国選弁護人は、被告人が貧困等の理由で弁護人を選任できない場合に、その請求により選任するほか、裁判所が必要と認めた場合には職権で選任することができる。

【図74】は、終局事件のうち、国選弁護人が選任された事件（国選弁護事件）と私選弁護人が選任された事件（私選弁護事件）の割合を示したものであり、約4分の3の事件で国選弁護人が選任されている。

【図73】 弁護士選任率



【図74】 弁護士選任事件における私選・国選別割合



○ 自白・否認別の私選弁護士選任率

【図75】は、自白事件・否認事件別の私選弁護士選任率を示したものである。

否認事件における私選弁護事件の割合は、自白事件の私選弁護事件の割合の2倍近くになっている。

【図75】 自白・否認別の私選率

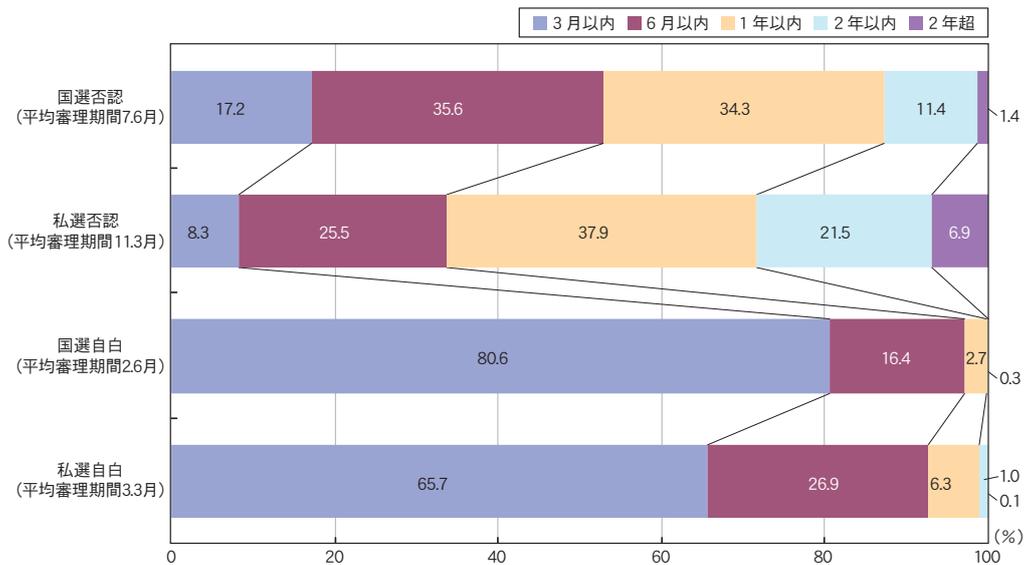


○ 国選・私選別の平均審理期間及び審理期間の分布

【図76】は、国選弁護事件・私選弁護事件別に、自白事件・否認事件ごとの平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

自白事件、否認事件とも、私選弁護事件の方が、国選弁護事件よりも平均審理期間が長くなっている。

【図76】 私選・国選別及び自白・否認別平均審理期間及びその分布



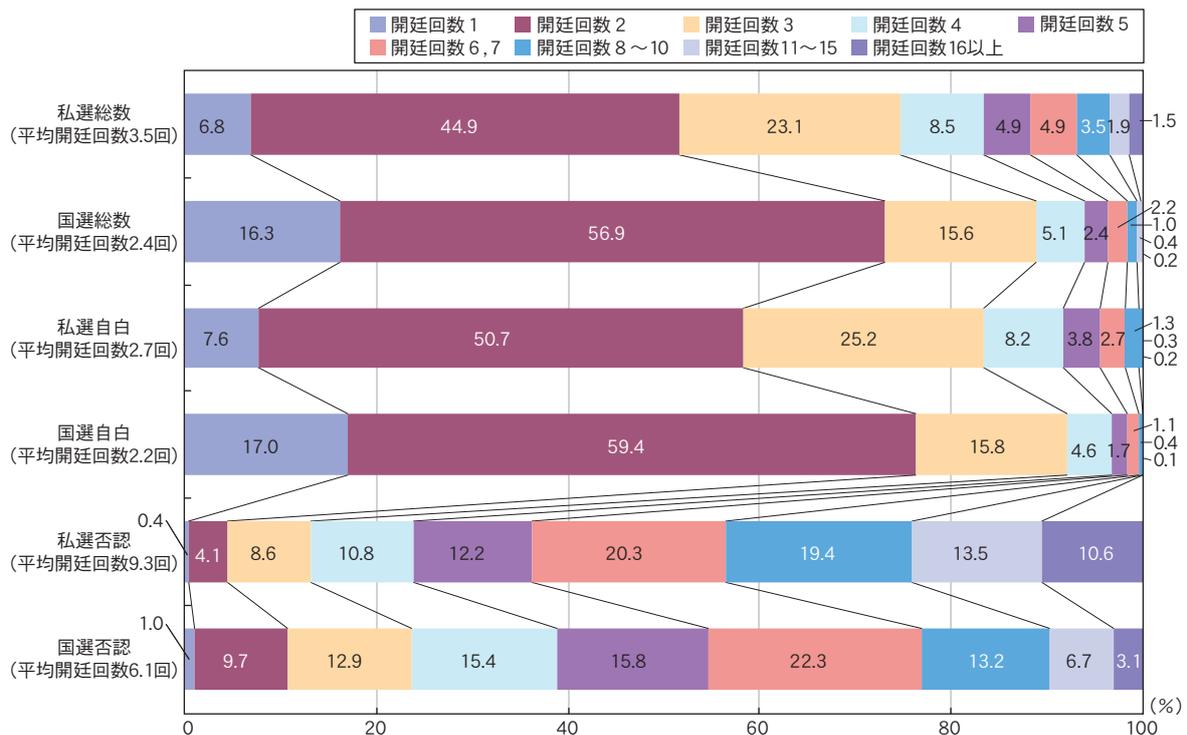
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

#### ○ 国選・私選別の平均開廷回数及び開廷回数の分布

【図77】は、国選弁護事件・私選弁護事件別に、自白事件・否認事件ごとの平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。

開廷回数を見ても、自白事件、否認事件とも、私選弁護事件の方が、国選弁護事件より開廷回数が多くなっている。

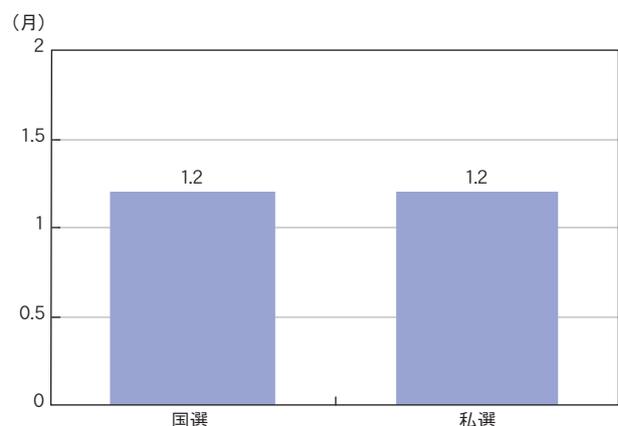
【図77】 国選・私選別平均開廷回数及びその分布



#### ○ 国選・私選別の平均開廷間隔

【図78】は、国選弁護事件・私選弁護事件別の平均開廷間隔を示したものであるが、平均開廷間隔は、国選弁護事件、私選弁護事件とも同じである。

【図78】 国選・私選別平均開廷間隔



#### ○ 国選・私選別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

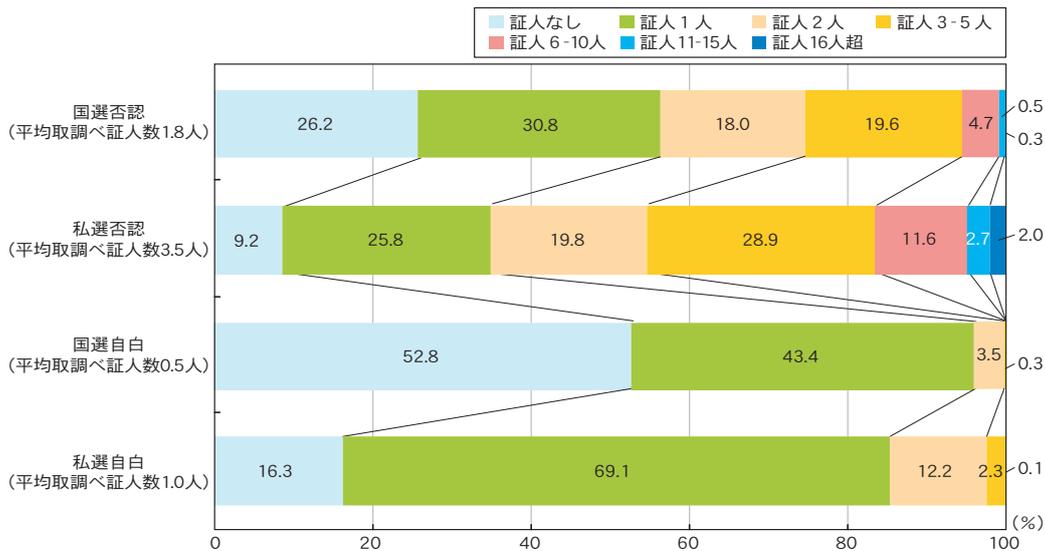
【図79】は、国選弁護事件・私選弁護事件別に、自白事件・否認事件ごとの平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

自白事件、否認事件とも、私選弁護事件の方が国選弁護事件より取調べ証人数が多くなっており、このことが、私選弁護事件の方が国選弁護事件より平均審理期間が長くなる一因となっていると思われる。

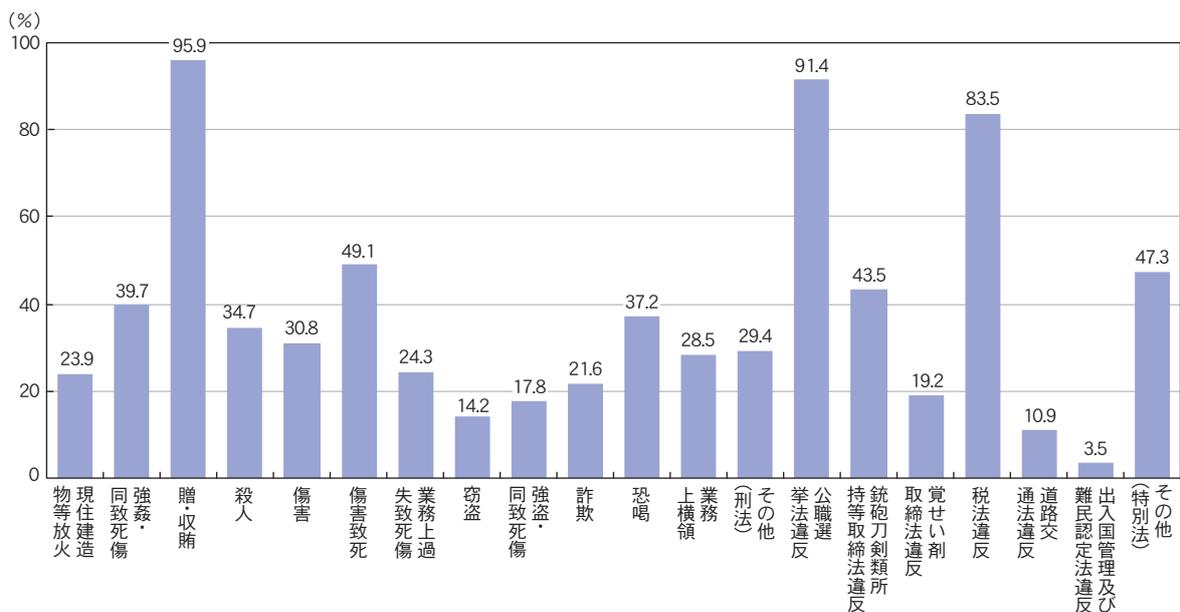
前述のとおり（【図48】、【図49】参照）、殺人、傷害致死、贈収賄、強姦・同致死傷等の事件は、平均審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなる傾向がある。また、税法違反でも、上記の罪名ほどではないが、平均審理期間が比較的長くなっている。さらに、公職選挙法違反では、審理期間はさほど

長くはないが、平均取調べ証人数が多くなっている。そして、主要罪名ごとに私選弁護事件の割合を示した【図80】によれば、贈収賄、公職選挙法違反、税法違反では私選弁護事件の割合が極めて高く、殺人、傷害致死、強姦・同致死傷等でも、私選弁護事件の割合が、通常第一審事件総数のそれ（23.5%。【図74】参照）を大きく上回っている。このように平均審理期間が長くなり、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなる傾向のある事件で私選弁護事件の割合が高いことが、国選弁護事件に比べ、私選弁護事件の平均審理期間が長く、平均開廷回数、平均取調べ証人数が多くなる一因となっているものと推測される。

【図79】 私選・国選別及び自白・否認別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布



【図80】 主要罪名別私選率

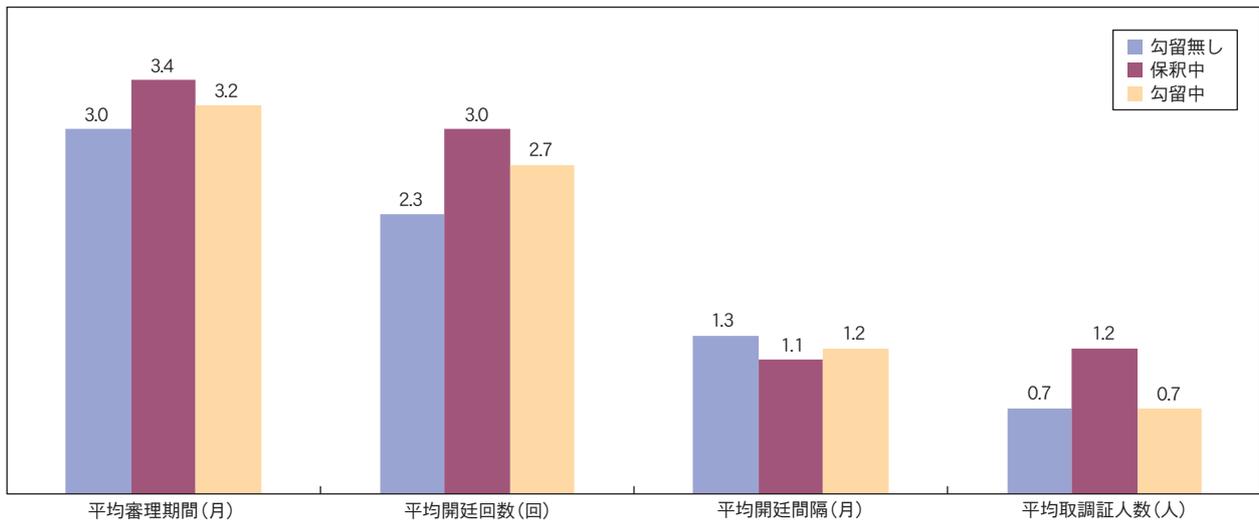


### 3.6.2 終局時における身柄状況と審理期間の関係

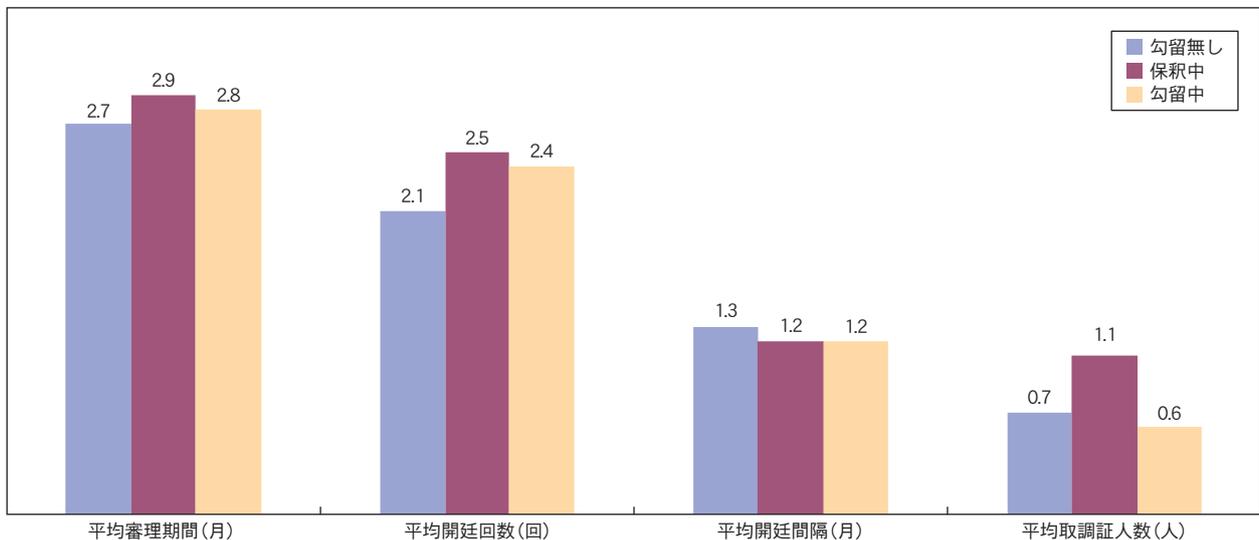
通常第一審事件総数、自白事件、否認事件とも、保釈中の事件の平均審理期間が最も長く、否認事件では（11.4月）、勾留中の事件より2.5月、勾留なしの事件より1.9月長い。平均開廷回数、平均取調べ証人数も、ほぼ同様の関係が認められる。

保釈中の事件では私選弁護事件の割合が8割を超え、他方、勾留中の事件では国選弁護事件の割合が7割を超えている。前述のとおり、否認事件における私選弁護事件の平均審理期間（11.3月）は、国選弁護事件の平均審理期間より3.7月長くなっている。勾留中の事件と比べ、保釈中の事件の平均審理期間が長くなっているのは、審理期間が長くなる傾向のある私選弁護事件の割合が高いことが一因になっているものと推測されるが、この点以外に、被告人の身柄関係と平均審理期間の間に有意の関係があるかどうかは明らかではない。

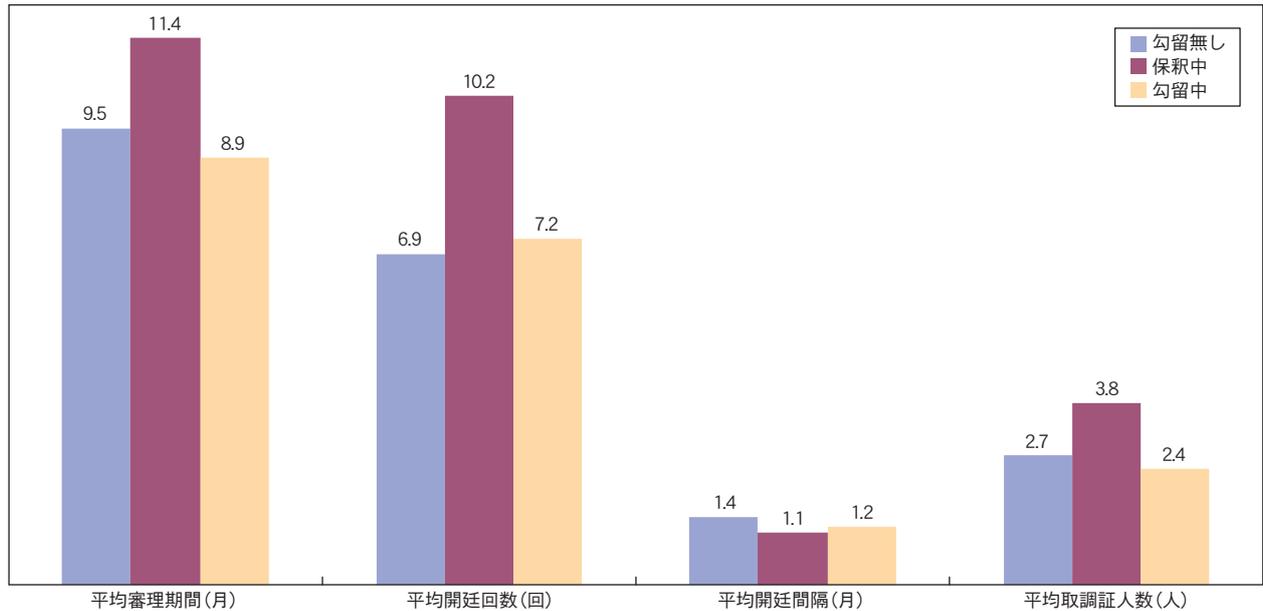
【図81】身柄別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数（総数）



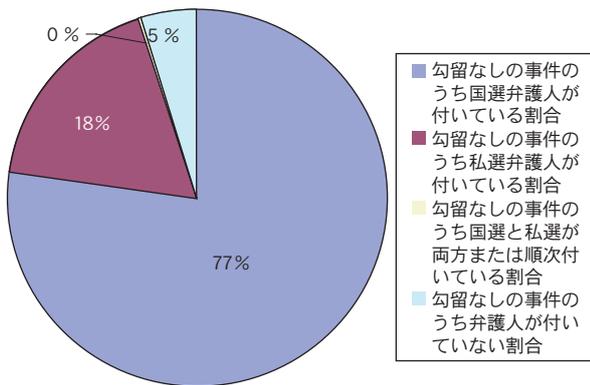
【図82】身柄別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数（自白）



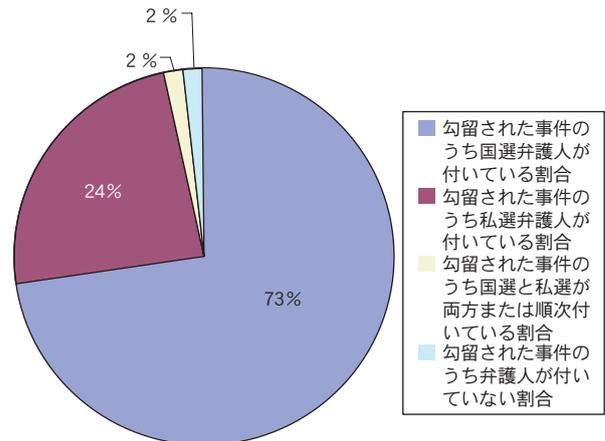
【図83】身柄別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数（否認）



【図84】勾留なしの事件における国選・私選弁護士別選任率



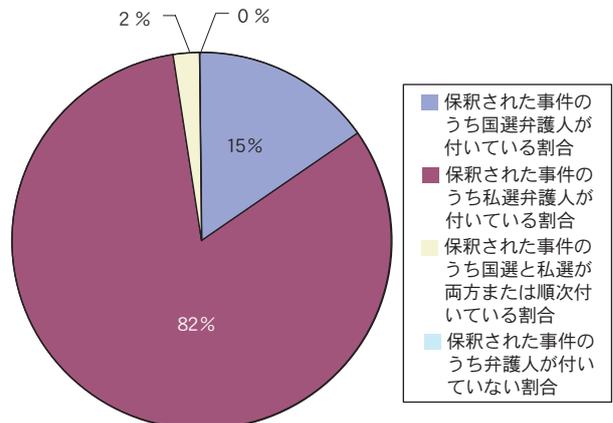
【図85】勾留中の事件における国選・私選弁護士別選任率



【図81】から【図83】は、通常第一審事件総数、自白事件、否認事件別に、終局時において、勾留されていない者、保釈中の者及び勾留中の者について、それぞれその平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数を示したものである。

平均審理期間を見ると、通常第一審事件総数（【図81】参照）、自白事件（【図82】参照）、否認事件（【図83】参照）とも、保釈中の事件が最も長く、特に、否認事件では、勾留中の事件より2.5月、勾留なしの事件より1.9月長くなっている。平均開廷回数、平均取調べ証人数も、ほぼ同様の関係にある。他方、平均開廷間隔は、保釈中の事件が最も短くなっているが、勾留中の事件、勾留なしの事件との差はわず

【図86】保釈中の事件における国選・私選弁護士別選任率



### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

---

かであり、有意の差があるとは言えない。

ここで、身柄別に国選弁護事件・私選弁護事件の割合を見た【図85】、【図86】によると、保釈中の事件では、私選弁護事件の割合が8割を超えているのに対し、勾留中の事件では、逆に国選弁護事件の割合が7割を超えている。

前述のとおり（【図76】参照）、否認事件における私選弁護事件の平均審理期間は11.3月であり、同じく否認事件における国選弁護事件の平均審理期間（7.6月）より3.7月長くなっており、否認事件における保釈中の事件の平均審理期間が長くなっているのは、平均審理期間が長くなる傾向のある私選弁護事件の割合が高いことが一因となっているものと推測される。

そして、否認事件における保釈中の事件の平均審理期間（11.4月）は、私選弁護事件の平均審理期間（11.3月）とほとんど変わらず、また、保釈中の事件と勾留中の事件の平均審理期間の差（2.5月）よりも、私選弁護事件と国選弁護事件の平均審理期間の差（3.7月）の方が大きいことからすると、身柄関係と平均審理期間の長短との間に有意の関係があるか否かは明らかではない。